本号で公布された法令のあらまし

◇金融庁組織令の一部を改正する政令（政令第六九号）（金融庁）

1　総合政策局に置かれる参事官のうち一人の設置期間の特例を廃止することとした。（附則第六条関係）

2　この政令は、令和四年三月三一日から施行することとした。

◇職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（政令第七〇号）（内閣官房）

1　国家公務員法（昭和二二年法律第一二〇号）第一〇六条の四第二項の国家行政組織法（昭和二三年法律第一二〇号）第二一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職について、人事院の事務総局に置かれる参事官の廃止に伴う改正を行うこととした。（第一三条第一項第四号関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第七一号）（法務省）

1　特定登記未了土地につき相続登記等がされていない期間を一〇年とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令（政令第七二号）（法務省）

1　館林区検察庁、清水区検察庁、三島区検察庁、湯浅区検察庁、児島区検察庁、宗像区検察庁、甘木区検察庁、うきは区検察庁、御船区検察庁、棚倉区検察庁、田島区検察庁、長井区検察庁、本別区検察庁、遠軽区検察庁、標津区検察庁及び土庄区検察庁の位置を改正するとともに、政令の別表第三表について所要の整理を行うこととした。（別表第三表関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第七三号）（内閣府本府）

1　東日本大震災に係る中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和五年三月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（政令第七四号）（内閣府本府）

1　令和二年五月一五日から七月三一日までの間の豪雨による災害について、災害対策基本法第一〇二条第一項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる期限を延長することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（政令第七五号）（経済産業省）

1　適用期間の延長

東日本大震災に係る中小企業信用保険法の特例のうち特定被災区域内に事業所を有する中小企業者等に係るものの適用期間を令和五年三月三一日まで延長することとした。（第一条第一号関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特許法等関係手数料令の一部を改正する政令（政令第七六号）（経済産業省）

1　工業所有権に関する手続に係る書面に記載された事項の磁気ディスクへの記録を求める者が納付すべき手数料の額を改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（政令第七七号）（消費者庁）

1　公益通報者保護法（平成一六年法律第一二二号）別表第八号の政令で定める法律として、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六〇号）等を追加等することとした。（本則関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

◇特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第七八号）（国土交通省）

1　特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額を、九、七〇〇億八、二〇四万四、〇〇〇円に改めることとした。（第二条関係）

2　特定保険者交付金交付契約の納付金の金額を、一、六〇〇万円に改めることとした。（第三条関係）

3　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇医療法施行令の一部を改正する政令（政令第七九号）（厚生労働省）

1　高度な技能の修得のための研修を行う能力の確認に係る手数料の額は、三万三、〇〇〇円とすることとした。（第一五条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八〇号）（内閣官房）

1　特定秘密の保護に関する法律（平成二五年法律第一〇八号。以下「法」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除かれる機関から東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部を除くこととした。

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。